

第1121回教育委員会

令和5年3月27日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午前10時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 議 題

議第1号 山形県教育委員会職員被服貸与規程等の一部を改正する規則の
制定について (教育政策課)

議第2号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定
について (教育政策課)

議第3号 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専
決させる規則の一部を改正する規則の制定について (教育政策課)

議第4号 山形県博物館登録審査基準の制定について
(生涯教育・学習振興課)

議第5号 山形県博物館に相当する施設指定審査基準の制定について
(生涯教育・学習振興課)

議第6号 山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者
受入れに関する要綱の一部改正について (高校教育課)

議第7号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定に
ついて (教職員課)

議第8号 教職員の人事について (教職員課)

5 閉 会

議第 1 号

山形県教育委員会職員被服貸与規程等の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会職員被服貸与規程等の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会職員被服貸与規程等の一部を改正する規則

(山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部改正)

第1条 山形県教育委員会職員被服貸与規程(昭和38年5月県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部改正)

第2条 山形県教育職員の長期研修に関する規則(昭和53年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(常勤の者に限る。)」を削り、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員」に改める。

(山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部改正)

第3条 山形県教員の大学院における研修に関する規則(昭和56年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(常勤の者に限る。)」を削り、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員」に改める。

(指導改善研修に関する規則の一部改正)

第4条 指導改善研修に関する規則(平成20年3月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。)を除く。)」を削り、「再任用職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員」を「いずれも臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正による再任用制度の変更に伴い、規定を整備するため提案するものである。

令和5年3月27日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会職員被服貸与規程等の一部を改正する規則 新旧対照表

第1条関係（山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、教育委員会の任命に係る教育庁、県立学校及び県立学校以外の教育機関の一般職に属する常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の業務の遂行上必要とする被服（以下「被服」という。）の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、教育委員会の任命に係る教育庁、県立学校及び県立学校以外の教育機関の一般職に属する常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の業務の遂行上必要とする被服（以下「被服」という。）の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

第2条関係（山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（<u>常勤の者に限る。</u>）、<u>実習助手及び寄宿舎指導員</u>（いずれも<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者</u>を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、<u>実習助手及び寄宿舎指導員</u>（いずれも<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u>を除く。）をいう。</p>

第3条関係（山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（<u>常勤の者に限る。</u>）（いずれも<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者</u>を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（いずれも<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u>を除く。）をいう。</p>

第4条関係（指導改善研修に関する規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において教員とは、県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 教諭、助教諭（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。</u>）及び講師（<u>再任用職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。</u>）であること。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において教員とは、県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 教諭、助教諭及び講師（<u>いずれも臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。</u>）であること。</p> <p>2 一略一</p>

議第 2 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「本庁」を「本局」に改める。

第 2 条中「山形県教育庁（以下「教育庁」）を「山形県教育局（以下「教育局」）に改める。

第 3 条の見出し中「教育庁」を「教育局」に改め、同条中「教育庁」を「教育局」に、「本庁」を「本局」に改める。

「第 2 章 本庁」を「第 2 章 本局」に改める。

第 4 条第 1 項中「本庁」を「本局」に改め、同項の表教育政策課の項中「、教育情報化推進担当」を削り、同表生涯教育・学習振興課の項中「生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当」を「青少年教育施設担当、生涯学習・社会教育担当」に改め、同表高校教育課の項中「、入学者選抜改善担当」を削り、同表中

「

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、総務・企画担当、競技・式典担当
---------	--

を

」

「

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、部活動改革推進担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当
国民スポーツ大会推進課	総務・企画担当、競技・式典担当

に改め、

」

同条第 2 項の表高校教育課の項中

「

「

高校改革推進室

を

教育デジタル化推進室、
高校未来創造室

に改め、

同表スポーツ保健課の項中「、国民スポーツ大会推進室」を削る。

第5条第14号中「庁内」を「局内」に改め、同条第18号中「庁内各課」を「局内各課」に改め、同条中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育職員の研修記録に係る指導及び助言に関すること

第9条第1項第8号中「県立高等学校整備計画」を「ICT教育環境の整備及び活用の推進」に改め、同項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 県立高等学校の再編・整備及び魅力化に関すること

(10) 県立中学校の開校準備に関すること

第9条第2項中「、高校改革推進室」を「教育デジタル化推進室で、同項第9号及び第10号に掲げる事務は高校未来創造室」に改める。

第11条第1項第15号中「令和5年度国民体育大会冬季大会スキー競技会」を「部活動改革の推進」に改め、同条第2項中「前項第7号に掲げる事務は」を「前項第7号に掲げる事務は、」に改め、「、同項第15号に掲げる事務は国民スポーツ大会推進室で」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(国民スポーツ大会推進課の分掌事務)

第11条の2 国民スポーツ大会推進課の分掌事務は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に関することとする。

第16条第3号中ハを削り、ニをハとする。

第17条の見出し中「教育庁」を「教育局」に改め、同条中「教育庁に」を「教育局に、局長及び」に改める。

第18条中「本庁」を「本局」に改める。

第19条の表中

「

職	職務

を

「

職	職務
局長	教育長の命を受けて教育局の事務を掌理する

に改める。

	とともに、教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
--	----------------------------

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部改正)
- 2 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則(昭和31年11月県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号中「教育次長」を「局長、教育次長」に改め、同条第2項中「教育次長」を「局長又は教育次長」に改める。
(技能労務職員に関する規則の一部改正)
- 3 技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第6条中「教育庁」を「教育局」に改める。
(山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部改正)
- 4 山形県教育委員会職員被服貸与規程(昭和38年5月県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
第1条中「教育庁」を「教育局」に改める。
別表中
「

本庁

」を「

本局

」に改める。
」
(山形県教科用図書選定審議会規則の一部改正)
- 5 山形県教科用図書選定審議会規則(昭和39年5月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第5条中「山形県教育庁義務教育課」を「教育局義務教育課」に改める。
(教育機関の組織及び運営に関する規則の一部改正)
- 6 教育機関の組織及び運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第18条第1項第1号中「教育庁関係課長」を「教育局関係課長」に改める。
(山形県障がい児教育支援委員会規則の一部改正)
- 7 山形県障がい児教育支援委員会規則(昭和49年12月県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「山形県教育庁特別支援教育課」を「教育局特別支援教育課」に改める。

(山形県教育財産管理規則の一部改正)

8 山形県教育財産管理規則（昭和60年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育次長」を「局長」に改める。

(山形県産業教育審議会規則の一部改正)

9 山形県産業教育審議会規則（昭和60年12月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育庁」を「教育局高校教育課」に改める。

(山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部改正)

10 山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則（平成6年10月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「教育庁」を「教育局」に改める。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和5年3月27日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案																																						
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 <u>本庁</u>（第4条—第13条）</p> <p>第3章 教育事務所（第14条—第16条の2）</p> <p>第4章 職制（第17条—第21条）</p> <p>附則 （事務局の名称）</p> <p>第2条 山形県教育委員会事務局の名称は、<u>山形県教育庁</u>（以下「<u>教育庁</u>」という。）とする。 （<u>教育庁</u>の組織）</p> <p>第3条 <u>教育庁</u>の内部組織を分けて、<u>本庁</u>及び<u>教育事務所</u>とする。</p> <p>第2章 <u>本庁</u> （課及び係）</p> <p>第4条 <u>本庁</u>に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課名</th> <th style="width: 80%;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、<u>予算担当</u>、<u>教育情報化推進担当</u>、<u>学校施設担当</u></td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>生涯教育・学習振興課</td> <td>経理担当、図書館活性化担当、<u>生涯学習・社会教育担当</u>、<u>青少年教育施設担当</u></td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>経理担当、普通教育担当、職業教育担当、<u>入学者選抜改善担当</u></td> </tr> <tr> <td>福利厚生課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>庶務係、企画担当、<u>学校体育・生涯スポーツ担当</u>、<u>学校保健・食育担当</u>、<u>競技力向上担当</u>、<u>アスリート育成担当</u>、<u>総務・企画担当</u>、<u>競技・式典担当</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	係名	教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、 <u>予算担当</u> 、 <u>教育情報化推進担当</u> 、 <u>学校施設担当</u>	教職員課	—略—	生涯教育・学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、 <u>生涯学習・社会教育担当</u> 、 <u>青少年教育施設担当</u>	義務教育課	—略—	特別支援教育課	—略—	高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、 <u>入学者選抜改善担当</u>	福利厚生課	—略—	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、 <u>学校体育・生涯スポーツ担当</u> 、 <u>学校保健・食育担当</u> 、 <u>競技力向上担当</u> 、 <u>アスリート育成担当</u> 、 <u>総務・企画担当</u> 、 <u>競技・式典担当</u>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 <u>本局</u>（第4条—第13条）</p> <p>第3章 教育事務所（第14条—第16条の2）</p> <p>第4章 職制（第17条—第21条）</p> <p>附則 （事務局の名称）</p> <p>第2条 山形県教育委員会事務局の名称は、<u>山形県教育局</u>（以下「<u>教育局</u>」という。）とする。 （<u>教育局</u>の組織）</p> <p>第3条 <u>教育局</u>の内部組織を分けて、<u>本局</u>及び<u>教育事務所</u>とする。</p> <p>第2章 <u>本局</u> （課及び係）</p> <p>第4条 <u>本局</u>に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課名</th> <th style="width: 80%;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、<u>学校施設担当</u></td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>生涯教育・学習振興課</td> <td>経理担当、図書館活性化担当、<u>青少年教育施設担当</u>、<u>生涯学習・社会教育担当</u></td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>経理担当、普通教育担当、職業教育担当</td> </tr> <tr> <td>福利厚生課</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>庶務係、企画担当、<u>学校体育・生涯スポーツ担当</u>、<u>部活動改革推進担当</u>、<u>学校保健・食育担当</u>、<u>競技力向上担当</u>、<u>アスリート育成担当</u></td> </tr> <tr> <td>国民スポーツ大会推進課</td> <td>総務・企画担当、<u>競技・式典担当</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	係名	教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、 <u>学校施設担当</u>	教職員課	—略—	生涯教育・学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、 <u>青少年教育施設担当</u> 、 <u>生涯学習・社会教育担当</u>	義務教育課	—略—	特別支援教育課	—略—	高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当	福利厚生課	—略—	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、 <u>学校体育・生涯スポーツ担当</u> 、 <u>部活動改革推進担当</u> 、 <u>学校保健・食育担当</u> 、 <u>競技力向上担当</u> 、 <u>アスリート育成担当</u>	国民スポーツ大会推進課	総務・企画担当、 <u>競技・式典担当</u>
課名	係名																																						
教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、 <u>予算担当</u> 、 <u>教育情報化推進担当</u> 、 <u>学校施設担当</u>																																						
教職員課	—略—																																						
生涯教育・学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、 <u>生涯学習・社会教育担当</u> 、 <u>青少年教育施設担当</u>																																						
義務教育課	—略—																																						
特別支援教育課	—略—																																						
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、 <u>入学者選抜改善担当</u>																																						
福利厚生課	—略—																																						
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、 <u>学校体育・生涯スポーツ担当</u> 、 <u>学校保健・食育担当</u> 、 <u>競技力向上担当</u> 、 <u>アスリート育成担当</u> 、 <u>総務・企画担当</u> 、 <u>競技・式典担当</u>																																						
課名	係名																																						
教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、 <u>学校施設担当</u>																																						
教職員課	—略—																																						
生涯教育・学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、 <u>青少年教育施設担当</u> 、 <u>生涯学習・社会教育担当</u>																																						
義務教育課	—略—																																						
特別支援教育課	—略—																																						
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当																																						
福利厚生課	—略—																																						
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、 <u>学校体育・生涯スポーツ担当</u> 、 <u>部活動改革推進担当</u> 、 <u>学校保健・食育担当</u> 、 <u>競技力向上担当</u> 、 <u>アスリート育成担当</u>																																						
国民スポーツ大会推進課	総務・企画担当、 <u>競技・式典担当</u>																																						
2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲	2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲																																						

げる課内室を置く。

課名	課内室名
教職員課	—略—
生涯教育・学 習振興課	—略—
高校教育課	<u>高校改革推進室</u>
スポーツ保健 課	競技力向上・アスリート 育成推進室、 <u>国民スポー ツ大会推進室</u>

(教育政策課の分掌事務)

第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) —略—

(14) 庁内の管理に関すること

(15)～(17) —略—

(18) 庁内各課及び教育事務所との連絡調整に
関すること

(19)～(22) —略—

(23) I C T環境の導入推進に関すること

(24)～(32) —略—

(教職員課の分掌事務)

第6条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) —略—

(4)～(12) —略—

(高校教育課の分掌事務)

第9条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) —略—

(8) 県立高等学校整備計画に関すること

(9)～(11) —略—

2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲げる事務は、高校改革推進室で所掌する。

(スポーツ保健課の分掌事務)

第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとお

げる課内室を置く。

課名	課内室名
教職員課	—略—
生涯教育・学 習振興課	—略—
高校教育課	<u>教育デジタル化推進室、 高校未来創造室</u>
スポーツ保健 課	競技力向上・アスリート 育成推進室

(教育政策課の分掌事務)

第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) —略—

(14) 局内の管理に関すること

(15)～(17) —略—

(18) 局内各課及び教育事務所との連絡調整に
関すること

(19)～(22) —略—

(削る)

(23)～(31) —略—

(教職員課の分掌事務)

第6条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) —略—

(4) 教育職員の研修記録に係る指導及び助言
に関すること

(5)～(13) —略—

(高校教育課の分掌事務)

第9条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) —略—

(8) I C T教育環境の整備及び活用の推進に
関すること

(9) 県立高等学校の再編・整備及び魅力化に
関すること

(10) 県立中学校の開校準備に関すること

(11)～(13) —略—

2 高校教育課の分掌事務のうち前項第8号に掲げる事務は教育デジタル化推進室で、同項第9号及び第10号に掲げる事務は高校未来創造室で所掌する。

(スポーツ保健課の分掌事務)

第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとお

りとする。

(1)～(14) 一略一

(15) 令和5年度国民体育大会冬季大会スキー競技会に関すること

2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は競技力向上・アスリート育成推進室で、同項第15号に掲げる事務は国民スポーツ大会推進室で所掌する。

(課の所掌事務)

第16条 教育事務所の各課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(2) 一略一

(3) 社会教育課

イ～ロ 一略一

ハ 文化財に関すること（埋蔵文化財の調査を除く。）

ニ 社会教育関係団体及び社会体育関係団体に関すること

(教育庁に置く職)

第17条 教育庁に教育次長を置く。

(課に置く職)

第18条 本庁の課に、課長及び課長補佐を置く。

2 本庁の課内室に、室長及び室長補佐を置く。

3 前2項に規定する職のほか、本庁の課又は課内室に必要な応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、係長、主査、主任主査、社会教育主事補、学校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技師、体育主事、副主任、栄養士、主任技能員、行政技能員

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
一略一	一略一

りとする。

(1)～(14) 一略一

(15) 部活動改革の推進に関すること

2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7号に掲げる事務は、競技力向上・アスリート育成推進室で所掌する。

(国民スポーツ大会推進課の分掌事務)

第11条の2 国民スポーツ大会推進課の分掌事務は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に関することとする。

(課の所掌事務)

第16条 教育事務所の各課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(2) 一略一

(3) 社会教育課

イ～ロ 一略一

(削る)

ハ 社会教育関係団体及び社会体育関係団体に関すること

(教育局に置く職)

第17条 教育局に、局長及び教育次長を置く。

(課に置く職)

第18条 本局の課に、課長及び課長補佐を置く。

2 本局の課内室に、室長及び室長補佐を置く。

3 前2項に規定する職のほか、本局の課又は課内室に必要な応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、係長、主査、主任主査、社会教育主事補、学校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技師、体育主事、副主任、栄養士、主任技能員、行政技能員

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
局長	教育長の命を受けて教育局の事務を掌理するとともに、教育長を補佐し、所属の職員を指揮監

--	--

	督する。
一略一	一略一

附則第2項関係（教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（専決させる事務）</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。</p> <p>（1）教育委員会事務局の<u>教育次長</u>、課長及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関する事。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定に基く分限（同条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関する事を除く。</p> <p>（2）～（20） 一略一</p> <p>2 前項の規定による教育長の専決事務については、教育長に事故があるときは、<u>教育次長</u>がその事務のうち、それぞれの所管に属する事務を代決する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>（専決させる事務）</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。</p> <p>（1）教育委員会事務局の<u>局長</u>、<u>教育次長</u>、課長及び所長を除く職員並びに学校その他の教育機関の長を除く職員の任免、その他の人事に関する事。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定に基く分限（同条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び同法第29条の規定に基づく懲戒に関する事を除く。</p> <p>（2）～（20） 一略一</p> <p>2 前項の規定による教育長の専決事務については、教育長に事故があるときは、<u>局長又は教育次長</u>がその事務のうち、それぞれの所管に属する事務を代決する。</p> <p>3 一略一</p>

附則第3項関係（技能労務職員に関する規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（勤務時間等）</p> <p>第6条 職員の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件については、休憩を一斉に与えないことができる要件を除き、県立学校に勤務する職員以外の職員にあつては山形県職員等の給与に関する条例第2条第1号に規定する職員のうち<u>教育庁</u>又は教育機関に勤務する者の例により、県立学校に勤務する職員にあつては山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第2条に規定する学校職員の例による。</p>	<p>（勤務時間等）</p> <p>第6条 職員の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件については、休憩を一斉に与えないことができる要件を除き、県立学校に勤務する職員以外の職員にあつては山形県職員等の給与に関する条例第2条第1号に規定する職員のうち<u>教育局</u>又は教育機関に勤務する者の例により、県立学校に勤務する職員にあつては山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第2条に規定する学校職員の例による。</p>

附則第4項関係（山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、教育委員会の任命に係る<u>教育庁</u>、県立学校及び県立学校以外の教育機関の一般職に属する常勤の職員及び地方公務員法</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、教育委員会の任命に係る<u>教育局</u>、県立学校及び県立学校以外の教育機関の一般職に属する常勤の職員及び地方公務員法</p>

(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の業務の遂行上必要とする被服(以下「被服」という。)の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

別表

被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	備考
所属	被貸与者				
本庁	学校施設担当職員	作業服	1	年2	
	行政技術員	作業服 ゴム長ぐつ	1 1	2 2	
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一

(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の業務の遂行上必要とする被服(以下「被服」という。)の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

別表

被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	備考
所属	被貸与者				
本局	学校施設担当職員	作業服	1	年2	
	行政技術員	作業服 ゴム長ぐつ	1 1	2 2	
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一

附則第5項関係(山形県教科用図書選定審議会規則の一部改正)

現 行	改 正 案
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>山形県教育庁義務教育課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>教育局義務教育課</u> において処理する。

附則第6項関係(教育機関の組織及び運営に関する規則の一部改正)

現 行	改 正 案
(研修生の資格等) 第18条 教育センターにおいて研修又は実習を受けることのできる者(以下「研修生」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 学校教育関係者で、 <u>県立学校</u> の職員については当該学校長の、 <u>市町村立学校</u> の職員については当該市町村教育委員会の、その他の学校の職員については <u>教育庁</u> 関係課長の推薦を受けた者 (2) 一略一 2 一略一	(研修生の資格等) 第18条 教育センターにおいて研修又は実習を受けることのできる者(以下「研修生」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 学校教育関係者で、 <u>県立学校</u> の職員については当該学校長の、 <u>市町村立学校</u> の職員については当該市町村教育委員会の、その他の学校の職員については <u>教育局</u> 関係課長の推薦を受けた者 (2) 一略一 2 一略一

附則第7項関係(山形県障がい児教育支援委員会規則の一部改正)

現 行	改 正 案
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>山形県教育庁特別支援教育課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>教育局特別支援教育課</u> において処理する。

附則第8項関係（山形県教育財産管理規則の一部改正）

現 行	改 正 案
(教育財産の引継ぎ) 第8条 <u>教育次長</u> は、山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）第18条第1項の規定により教育財産の引継ぎを受けたときは、次に掲げる書類のうち必要なものとともに、速やかに当該財産を管理すべき管理者に引き継がなければならない。 (1)～(4) 一略一	(教育財産の引継ぎ) 第8条 <u>局長</u> は、山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）第18条第1項の規定により教育財産の引継ぎを受けたときは、次に掲げる書類のうち必要なものとともに、速やかに当該財産を管理すべき管理者に引き継がなければならない。 (1)～(4) 一略一

附則第9項関係（山形県産業教育審議会規則の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>教育庁</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>教育局高校教育課</u> において処理する。

附則第10項関係（山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部改正）

現 行	改 正 案
(書記) 第13条 一略一 2 一略一 3 書記は、 <u>教育庁</u> 又は教育機関に勤務する職員のうちから行政庁が指名する。	(書記) 第13条 一略一 2 一略一 3 書記は、 <u>教育局</u> 又は教育機関に勤務する職員のうちから行政庁が指名する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

令和5年度組織改編に伴う規定の整備

2 対象規則

- (1) 山形県教育委員会事務局組織規則
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則
- (3) 技能労務職員に関する規則
- (4) 山形県教育委員会職員被服貸与規程
- (5) 山形県教科用図書選定審議会規則
- (6) 教育機関の組織及び運営に関する規則
- (7) 山形県障がい児教育支援委員会規則
- (8) 山形県教育財産管理規則
- (9) 山形県産業教育審議会規則
- (10) 山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則

3 主な改正内容

- ・ 山形県教育委員会事務局の呼称について、「山形県教育庁」を「山形県教育局」に改称、これに伴い「本庁」を「本局」に改称
- ・ 山形県教育委員会事務局に「教育局長」の職を新設
- ・ 教育政策課の「教育情報化推進担当」を廃止
- ・ 高校教育課に「教育デジタル化推進室」を新設し、同課の「高校改革推進室」を「高校未来創造室」に改組
- ・ スポーツ保健課に「部活動改革推進担当」を新設し、同課の「国民スポーツ大会推進室」を「国民スポーツ大会推進課」に改組

4 施行期日

令和5年4月1日

議第 3 号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 13 号中「決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等」を「決定等」に改め、同条第 15 号中「及び登録の取消し」を「、登録の取消し及び登録の審査の基準の制定又は改廃」に、「及び指定の取消し」を「、指定の取消し及び指定の審査の基準の制定又は改廃」に改め、同条第 23 号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号中「決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等」を「決定等」に改め、同項第 14 号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

博物館法等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和 5 年 3 月 27 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(委任する事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(12) 一略一</p> <p>(13) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく教育職員検定並びに免許状の授与及び取上げ処分の<u>決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等</u>に関すること。</p> <p>(14) 一略一</p> <p>(15) 博物館の登録及び登録の取消し並びに博物館に相当する施設の指定及び指定の取消しに関すること。</p> <p>(16)～(22) 一略一</p> <p>(23) <u>個人情報</u>の開示等に関すること。</p> <p>(24)～(30) 一略一</p> <p>(専決させる事務)</p>	<p>(委任する事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(12) 一略一</p> <p>(13) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく教育職員検定並びに免許状の授与及び取上げ処分の<u>決定等</u>に関すること。</p> <p>(14) 一略一</p> <p>(15) 博物館の登録、<u>登録の取消し及び登録の審査の基準の制定又は改廃</u>並びに博物館に相当する施設の指定、<u>指定の取消し及び指定の審査の基準の制定又は改廃</u>に関すること。</p> <p>(16)～(22) 一略一</p> <p>(23) <u>保有個人情報</u>の開示等に関すること。</p> <p>(24)～(30) 一略一</p> <p>(専決させる事務)</p>
<p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 教育職員免許法に基づく教育職員検定並びに免許状の授与及び取上げ処分の<u>決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等</u>に関すること。</p> <p>(4)～(13) 一略一</p> <p>(14) <u>個人情報</u>の開示等に関すること。</p> <p>(15)～(20) 一略一</p> <p>2～3 一略一</p>	<p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事務は教育長に専決させる。</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 教育職員免許法に基づく教育職員検定並びに免許状の授与及び取上げ処分の<u>決定等</u>に関すること。</p> <p>(4)～(13) 一略一</p> <p>(14) <u>保有個人情報</u>の開示等に関すること。</p> <p>(15)～(20) 一略一</p> <p>2～3 一略一</p>

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部改正について

1 改正理由

各種制度改正に伴う規定の整備

2 対象規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則

3 主な改正内容

- ・ 博物館法の一部改正に伴う規定の整備
- ・ 個人情報保護法の一部改正に伴う規定の整備
- ・ 教育職員免許法の一部改正に伴う規定の整備

4 施行期日

令和5年4月1日

議第 4 号

山形県博物館登録審査基準の制定について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する博物館の登録審査基準を次のように定める。

山形県博物館登録審査基準

1 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- (2) (1)の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) (2)に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは博物館法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 博物館法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

2 学芸員その他の職員の配置

- (1) 1の(1)の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員が置かれていること。
- (3) 1の(1)の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

3 施設及び設備

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

提 案 理 由

改正博物館法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、博物館法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録審査基準を制定するため提案するものである。

令和5年3月27日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

議第 5 号

山形県博物館に相当する施設指定審査基準の制定について

博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）第 24 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する博物館に相当する施設の指定審査基準を次のように定める。

山形県博物館に相当する施設指定審査基準

1 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制

- (1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 31 条第 1 項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。
- (2) (1)の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) (2)に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは博物館法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 博物館法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

2 職員の配置

- (1) 1の(1)の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- (3) 1の(1)の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

3 施設及び設備

- (1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

提 案 理 由

改正博物館法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、博物館法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定審査基準を制定するため提案するものである。

令和5年3月27日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

議第 6 号

山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れ
に関する要綱の一部改正について

山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要
綱を別紙のとおり一部改正する。

提 案 理 由

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会において、県外からの志願者受
入れについて改善の方向性が示されたことから、山形県公立高等学校一般入学者選抜
における県外からの志願者受入れに関する要綱を一部改正する必要があるため提案
するものである。

令和 5 年 3 月 27 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 山形県立高等学校（「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」第2条1号に規定する学校を除く。）をいう。
- (2) 志願者 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3)以外の志願者をいう。
- (5) 学科 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月教育委員会規則第3号）別表第1に定める設置学科のうち大学科をいう。

第2章 県外志願者受入れの承認

(県外志願者受入れの承認)

第3条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。

2 県外からの志願者受入れを希望する校長は、教育長が別に指定する期日までに、「県外からの志願者受入れのための申請書」（別記様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(受入人員)

第4条 県外志願者の募集人員及び合格者の人数は、原則として次のように定める。

- (1) 県外志願者の募集人員は入学定員の10パーセント程度までとし、学校が定めることとする。
- (2) 推薦入学者選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。
- (3) 一般入学者選抜において、志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

(承認の見直し)

第5条 教育長は、承認後3年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

第3章 山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会

(設置)

第6条 県外からの志願者受入れを承認する学校について審議するため、山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(審議委員会への意見聴取)

第7条 教育長は、第3条の規定による承認を行う場合、あらかじめ、審議委員会の意見をきかなければならない。

2 教育長は、第5条の規定による承認の見直しを行う場合、必要に応じて審議委員会を開催し意見を聴取することができる。

(審議事項)

第8条 審議委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 県外からの志願者を受け入れる学校や学科に関する事項
- (2) 県外志願者受入の継続可否に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第9条 審議委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 教育次長（高校教育課を所管するものに限る。）
- (2) 県高等学校長会会長
- (3) 県高等学校長会理事長
- (4) 県中学校長会会長
- (5) 私立中学高等学校協会代表

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第10条 審議委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員長の指名により定める。

3 委員長は、審議委員会の会務を総理し、審議委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議委員会は、教育長が招集する。

2 審議委員会は、必要に応じて開催する。

3 審議委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 審議委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の

決するところによる。

(守秘義務)

第 12 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 13 条 審議委員会に関する庶務は、教育庁高校教育課にて処理する。

(その他)

第 14 条 この章に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

第 4 章 補則

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 7 月 6 日一部改正

令和 4 年 6 月 23 日一部改正

令和 5 年 * 月 * 日一部改正

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱
新旧対照表

現行	改正案
山形県公立高等学校 <u>一般入学者選抜</u> における県外からの志願者受入れに関する要綱	山形県公立高等学校 <u>入学者選抜</u> における県外からの志願者受入れに関する要綱
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 山形県立高等学校をいう。	第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 山形県立高等学校 <u>(「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」第2条1号に規定する学校を除く。)</u> をいう。
(2) 志願者 <u>一般入学者選抜</u> における入学志願者をいう。	(2) 志願者 <u>推薦入学者選抜及び一般入学者選抜</u> における入学志願者をいう。
(3)～(4) 一略—	(3)～(4) 一略—
(5) <u>最終倍率</u> 入学者選抜における最終の志願倍率をいう。	(削除)
(6) 学科 山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月教育委員会規則第3号)別表第1に定める設置学科のうち大学科をいう。	(5) 学科 山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月教育委員会規則第3号)別表第1に定める設置学科のうち大学科をいう。
第3条 山形県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、 <u>県内唯一の学科が設置されており、直近5年間における最終倍率の平均値が1倍に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。</u>	第3条 山形県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、 <u>直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。</u>
2 一略—	2 一略—
第4条 <u>志願者数が入学定員(以下「定員」という。)を超えた場合は、県外志願者からの合格者の割合を原則として次のように制限する。</u>	第4条 <u>県外志願者の募集人員及び合格者の人数は、原則として次のように定める。</u>
(1) <u>県内志願者の割合が定員の90パーセント以上の場合、県外志願者からの合格者の割合を定員の10パーセント以内とする。</u>	(1) <u>県外志願者の募集人員は入学定員の10パーセント程度までとし、学校が定めることとする。</u>

<p>(2) <u>県内志願者の割合が定員の 90 パーセント未満の場合、県内志願者からの不合格者の割合を定員の 10 パーセント以内とする。</u></p>	<p>(2) <u>推薦入学者選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて 10 パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。</u></p>
	<p>(3) <u>一般入学者選抜において、志願倍率が 1 倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。</u></p>
<p>第 5 条 教育長は、承認後 <u>5 年</u>ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。</p>	<p>第 5 条 教育長は、承認後 <u>3 年</u>ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。</p>
<p>第 6 条～第 15 条 一略一</p>	<p>第 6 条～第 15 条 一略一</p>

山形県公立高等学校入学者選抜方法 県外からの志願者受入れに係る改善方針

1 改善方針策定の経過

県教育委員会では、令和4年度から「山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会」（以下、「検討委員会」という）を設置し、本県における公立高等学校の入学者選抜の在り方について意見を聞き、今後の改善に反映させることとしています。

検討委員会では「時間をかけて継続して検討する課題」と「急ぎ検討し改善の方向性を示す課題」について整理を行い、検討を進めてきました。この度、「急ぎ検討し改善の方向性を示す課題」のうち、県外からの志願者受入れについて、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方針を策定しました。

2 改善方針と理由

公立高等学校入学者選抜において、小規模校及び県内唯一の学科を対象に実施している県外からの志願者受入れについて、その対象を、「入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科」に拡大し、令和6年度入学者選抜から実施する。

・理由

現在県外からの志願者受入れを行っている、小規模校及び県内唯一の学科を持つ学校においては、県外からの入学者が学校での活動に積極的に参加することで、学校の活性化に繋がっている。現行の入学者選抜制度において、県外からの志願者を受け入れる学校を拡大することで、県内公立高等学校の充足率向上や各学校のさらなる活性化が期待できる。

3 改善にあたっての留意事項

- (1) 県外からの志願者の受入れ人数については、県内から志願する受検生を圧迫することがないように設定することとする。
- (2) 県外から志願し入学する生徒は保護者と離れて生活することになるため、入学後の居住地や世話人等については、これまでの県外からの志願者受入れと同様に、保護者が責任を持って指定することとする。

議第 7 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「学校司書主事」を「主任学校司書主事、学校司書主事、開校準備室長、開校準備専門員」に改める。

第21条の表中

「

学校司書主事	図書に関する業務に従事する。
--------	----------------

」を

「

主任学校司書主事 学校司書主事	図書に関する業務に従事する。
開校準備室長	開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。
開校準備専門員	開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

主任学校司書主事職、開校準備室長職及び開校準備専門員職を新たに設置することに伴い提案するものである。

令和5年3月27日提出

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表（案）

現 行	改 正 案																				
<p>—略—</p> <p>（職）</p> <p>第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭又は養護助教諭及び主任実習教諭、実習教諭又は実習講師を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、主任実習教諭、実習教諭、実習講師、学校司書主事、開校準備主査、栄養主査、主任管理栄養士、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師、学校技能員</p> <p>（職務）</p> <p>第21条 —略—</p>	<p>—略—</p> <p>（職）</p> <p>第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭又は養護助教諭及び主任実習教諭、実習教諭又は実習講師を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、主任実習教諭、実習教諭、実習講師、<u>主任学校司書主事</u>、学校司書主事、<u>開校準備室長</u>、<u>開校準備専門員</u>、開校準備主査、栄養主査、主任管理栄養士、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師、学校技能員</p> <p>（職務）</p> <p>第21条 —略—</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td style="text-align: center;">—略—</td> </tr> <tr> <td>学校司書主事</td> <td>図書に関する業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	—略—	—略—	学校司書主事	図書に関する業務に従事する。	—略—	—略—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td style="text-align: center;">—略—</td> </tr> <tr> <td><u>主任学校司書主事</u> 学校司書主事</td> <td>図書に関する業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td><u>開校準備室長</u></td> <td><u>開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>開校準備専門員</u></td> <td><u>開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—略—</td> <td style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	—略—	—略—	<u>主任学校司書主事</u> 学校司書主事	図書に関する業務に従事する。	<u>開校準備室長</u>	<u>開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。</u>	<u>開校準備専門員</u>	<u>開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。</u>	—略—	—略—
職	職務																				
—略—	—略—																				
学校司書主事	図書に関する業務に従事する。																				
—略—	—略—																				
職	職務																				
—略—	—略—																				
<u>主任学校司書主事</u> 学校司書主事	図書に関する業務に従事する。																				
<u>開校準備室長</u>	<u>開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。</u>																				
<u>開校準備専門員</u>	<u>開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。</u>																				
—略—	—略—																				